

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年10月9日飯塚市条例第29号）第14条第1項の規定により、令和7年度政務活動費収支・実績に関する報告書の閲覧開始日、閲覧期間、閲覧場所及び閲覧時間を次のとおり告示する。

令和8年5月13日

飯塚市議会議長 城 丸 秀 高

記

- 1 閲覧開始日 令和8年5月14日から
- 2 閲覧期間 令和13年4月30日まで
- 3 閲覧場所 飯塚市役所 議会事務局
- 4 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、飯塚市の休日を定める条例（平成18年3月26日飯塚市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで）は閲覧できません。